

一人ひとりが大切にされる社会を



釘丸久子議員 5月30日に市内下

荻野で男児の白骨化した遺体が発見された事件で、市民の間に衝撃が走りまし

た。7年間も遺体が放置されていたこと、小学校入学前の説明会に保護者が来なかった時や、3歳ころ裸足で早朝に保護された時など、もう少し親身に対応していたら、関係機関が事の重大性を認識し連携がとれていたら等々、行政への批判が出されています。市長も教育長もそれぞれコメントを発表しています。

しかし、この問題の本質は、それ以前に児童が適切な保護を受けられずに死亡していたことにあると考えます。家庭や地域の人間関係が希薄化している現代、この事件は決して他人ごとではありません。この世に生を受け、愛され育まれていくべき存在が、生きることさえかなわなかった状況を、私たち一人ひとりの問題としてしっかりと受け止めていくべきです。

一人ひとりが大切にされる社会をどう作っていくのか、今回の事件を教訓に私たちは考え、実践していかなければなりません。

児童遺棄・孤立死事件について市としての見解と、今後の対応は。

市長 居所不明児童に対するもう一步踏み込んだ調査、関係機関相互の連携が十分でなかったことが、今回の痛ましい事件につながったものと考えており、大変残念であり、心を痛めております。

現在、要保護児童地域対策協議会において今回の事件を徹底的に検証しているところであり、このようなことが二度と起こることのないよう具体的な再発防止に全力で取り組んでまいります。

教育委員会の見解と、今後の対応は

教育長 この度の大切な命が失われた痛ましい事件を受け、尊い命を

守ることができなかったことや、もっと早く、気付くことができなかったことなど、大変残念であります。子供の命を第一とするもう一步踏み込んだ調査や、児童相談所等の関係機関との連携が十分でなかったことなど深く反省すべき点があったと受け止めております。

6月2日に開催した臨時教育委員会では二度とこのようなことが起こらないよう教育委員会が丸となって、再発防止に取り組むことを決意したところでございます。今後は、関係機関との連携を一層強化するとともに、安全確認に重きを置いた実態調査を実施し、子どもたちの命を守るという事を第一として再発防止に努めてまいります。

医療・介護福祉の充実について
医療介護総合推進法案に対してどのような検討し、対応していくか。

釘丸久子議員 現在参議院で審議されている「医療介護総合推進法案」は、介護保険制度の根本を変えかねない大きな変更を含んでいます。衆議院・厚生労働委員会の地方公聴会が大阪市と甲府市で開かれました。陳述人から積極的賛成の声はなく、批判や懸念が相次ぎました。社会福祉法人「こばと会」の正森克也事務局長は、要支援者への訪問・通所介護を市町村の事業に移す問題について、「（要支援から）要介護になるのを防ぐために創設されたものだ。『予防』効果の検証が必要不可欠だ」と指摘しています。

また、特別養護老人ホームの入所者を、要介護3以上に限定することについても、高齢者の総合的な生活を支える重要性をあげて批判しました。さらに、利用料を一定以上の所得者は2倍に引き上げることにについては、「現状の負担でさえサービスの利用控えが起こっている」と全面的に反対しています。

全国210の地方議会でも異議を唱える意見書が採択されています。意見書では「市町村に受け皿はなく、サービスに地域格差が生じる」「要支援者の重症化が進み、保険

財政を圧迫する」などの声があふれています。

そもそも、介護保険制度が創設されたのは、それまで家族で支えていた介護を、社会で支えていくというものでした。その基本理念を捻じ曲げ、昔のように本人と家族の責任においやるものです。憲法25条を否定するものであることは言うを待ちません。

市長 医療・介護につきましては、高齢者の増加が見込まれる中、持続可能な制度とすることが課題であると認識しております。

これに対応するため、現在、国において、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するために関係法律の整備等に関する法律案」が、審議されておりますことから、これらの関係法案の内容について詳細な分析を行い、今年度策定する第六期の高齢保健福祉計画・介護保険事業計画に反映してまいります。

厚木市公契約条例について
成果と課題は何か。

釘丸久子議員 昨年から実施された厚木市公契約条例1年を経過し、事業者・労働者双方からアンケートを聴取し、効果と問題点を検証していると聞いています。公契約条例の成果と課題を伺います。

市長 厚木市公契約条例につきましては、平成二十四年十二月定例会におきまして、ご審議いただき、平成二十五年度では、二十一件が公契約条例の対象となり、本市が定めております労働報酬下限額以上の賃金が支払われたことにより、労働環境の整備や事業の質の確保が測られたものと考えております。

また、今後におきまして、より多くの皆様に、公契約条例の趣旨と効果をご理解いただくため、周知を図ってまいります。

7月の法律相談は
7月23日（水）13時～
前日迄の連絡をお願いします。